

正味財産増減計算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：円)

科目名	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
1 経常収益			
1 基本財産運用益	10,024	10,000	24
2 事業収益	186,808,840	181,008,629	5,800,211
3 受取負担金等収益	0	0	0
4 雑収益	32,975	8,764	24,211
経常収益計	186,851,839	181,027,393	5,824,446
2 経常費用			
事業費	186,284,123	179,714,982	6,569,141
給料手当	34,447,999	34,256,692	191,307
法定福利費	8,940,176	8,650,308	289,868
臨時雇賃金	19,549,602	19,629,951	△ 80,349
福利厚生費	4,000	4,800	△ 800
会議費	12,653	15,748	△ 3,095
旅費交通費	31,120	36,162	△ 5,042
通信運搬費	580,286	535,740	44,546
消耗什器備品費	690,120	20,360	669,760
消耗品費	5,264,121	3,690,070	1,574,051
修繕料	5,276,526	6,705,249	△ 1,428,723
印刷製本費	215,720	97,740	117,980
燃料費	916,797	942,385	△ 25,588
光熱水費	20,054,605	21,154,100	△ 1,099,495
賃借料	4,321,403	3,690,655	630,748
保険料	446,621	426,318	20,303
諸謝金	364,328	385,638	△ 21,310
支払手数料	680,265	691,994	△ 11,729
租税公課	5,043,800	5,089,600	△ 45,800
負担金	5,500	1,200	4,300
委託費	79,437,866	73,690,272	5,747,594
雑支出	615	0	615
管理費	598,180	614,527	△ 16,347
役員報酬	348,800	369,200	△ 20,400
旅費交通費	5,790	5,970	△ 180
通信運搬費	4,440	3,242	1,198
支払手数料	6,300	5,265	1,035
保険料	210,850	210,850	0
交際費	2,000	0	2,000
租税公課	20,000	20,000	0
経常費用計	186,882,303	180,329,509	6,552,794
当期経常増減額	△ 30,464	697,884	△ 728,348

2 経常外増減の部			
1 経常外収益	0	0	0
2 経常外費用	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 30,464	697,884	△ 728,348
一般正味財産期首残高	3,650,536	2,952,652	697,884
指定正味財産への振替額	0	0	0
一般正味財産期末残高	3,620,072	3,650,536	△ 30,464
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	10,024	10,000	24
一般正味財産への振替額	△ 10,024	△ 10,000	△ 24
指定正味財産期首残高	40,000,000	40,000,000	0
一般正味財産よりの振替額	0	0	0
指定正味財産期末残高	40,000,000	40,000,000	0
III 正味財産期末残高	43,620,072	43,650,536	△ 30,464

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 基本財産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産 定期預金	40,000,000	0	0	40,000,000
合計	40,000,000	0	0	40,000,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(内指定正味財産 からの充当額)	(内一般正味財産 からの充当額)	(内負債に対応 する額)
基本財産 定期預金	40,000,000	(40,000,000)	(0)	—
合計	40,000,000	(40,000,000)	(0)	—

4. 引当金の明細

該当なし

【附属明細書の作成について】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第33条に規定する「重要な固定資産の明細」及び「引当金の明細」は財務諸表に対する注記に記載しているため、附属明細書は作成しない。